

# 仕様書

委託名称 長浜市流域下水道接続点及び特定事業場排水水質分析業務  
委託番号 令和8年度 長下施第31号  
委託場所 長浜市内

## 1. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日までとする。

## 2. 委託内容

この業務は、流域下水道接続点及び特定事業排水の採水業務並びに水質検査業務を委託するものである。

### (1) 流域下水道接続点水質分析業務

- 流域下水道接続点等からの採水方法は、人孔内から直接採水を行うものとする。
- 採水地点は、市の指定する県流域下水道人孔または市公共下水道人孔の、63カ所とする。
- 検査対象は、別紙2 流域下水道接続点一覧63カ所×2回(午前と午後各1回ずつ)とする。
- 採水に当たっては、雨の影響のない日を基本とすること。
- 水質検査項目、検査方法等は別紙1のとおりとする。
- 採水作業に際しては、事前に工程表を提出すること。
- 作業時には、各地点で採水状況写真を撮影し、報告書に添付すること。
- 水質分析の結果については、計量証明書を提出するとともに、別途用意する様式に入力したデータをあわせて提出すること。
- 

### (2) 特定事業場排水水質分析業務

- 特定事業場排水の採水は、受託者が各事業場に立ち入り、採水を行うものとする。
- 採水にあたっては、受託者が各事業場と日程等の調整を行うものとする。
- 対象事業場及び分析項目は、別紙3数量計算書のとおりとする。
- 検査方法は、滋賀県流域下水道接続等取扱要綱及び排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に準拠して行うこと。
- 作業時には、各地点で採水状況写真を撮影し、報告書に添付すること。
- 水質分析の結果については、計量証明書を提出するとともに、別途用意する Excel 様式に水質分析結果(32事業所)を転記入力し提出すること。(別紙参照)

## 3. 注意事項

採水業務に際して、転落・酸欠等の事故には十分注意すること。

安易に直接採水することなく、採水用具をヒモでおろすなどの工夫をするなど、可能な限りマンホール内に立ち入らないように作業手順をあらかじめ明確にしておくこと。

## 4. 業務の追加

この仕様書に定めのない追加の水質検査の必要が生じたときは、別途協議する。

## 5. その他

この仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合は、自己解釈することなく、市に照会するなど委託者の意向を十分に理解した上で業務を遂行すること。

別紙1 流域下水道接続点水質分析 検査項目および検体数・検査方法

No.	水 質 検 査 項 目	検 体 数	検 査 方 法
1	外 観	63カ所×2回	滋賀県流域下水道接続等取扱要綱及び排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法準拠して行うこと。
2	温 度		
3	水 素 イ オ ン 濃 度		
4	生物化学的酸素要求量(BOD)		
5	化学的酸素要求量(COD)		
6	浮 遊 物 質 量 ( S S )		
7	窒 素 含 有 量		
8	磷 含 有 量		
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質		
9	鉍 物 油 脂 類		
10	動 植 物 油 脂 類		
11	沃 素 消 費 量		
12	銅 及 び そ の 化 合 物		
13	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物		
14	鉄 及 び そ の 化 合 物 ( 溶 解 性 )		
15	マンガン及びその化合物(溶解性)		
16	クロム及びその化合物		
17	カドミウム及びその化合物		
18	シ ア ン 化 合 物		
19	鉛 及 び そ の 化 合 物		
20	六 価 ク ロ ム 化 合 物		
21	砒 素 及 び そ の 化 合 物		
22	水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 そ の 他 の 水 銀 化 合 物		
23	ほう素及びその化合物		
24	ふっ素及びその化合物		
合 計		24項目×63カ所×2回=3,024検体	

別紙2 流域下水道接続点水質分析 流域下水道接続点一覧

R8

地区名称	接続幹線	処理分区	位置	流域接続点	通番	採水地点
				No.		No.
木之本地区 7(5)	木之本東幹線	木之本東第1	木之本町廣瀬	No.1-1	1	No.1-1北
		木之本東第2	木之本町千田	No.1	2	No.1-1南
		木之本東第3	木之本町千田	No.1-2	3	No.1
		木之本西第1	木之本町千田	No.2-1	4	No.1-2
		木之本西第2	高月町唐川	No.2	5	No.2-1北
					6	No.2-1南
					7	No.2
高月地区 7(5)	木之本東幹線	高月北第1	高月町唐川	No.3-1	8	No.3-1
		高月北第2	高月町西物部	No.3	9	No.3
		高月東第3	高月町西物部	No.4-1	10	No.4-1
		高月東第2	高月町高月	No.4	11	No.4北西
					12	No.4北東
		高月南第2	高月町宇根	No.5	13	No.5東
					14	No.5南
湖北地区 6(6)	木之本東幹線	速水北	湖北町速水	No.5-1	15	No.5-1
		湖北中東	湖北高田町	No.6	16	No.6
		速水南	湖北町小倉	No.6-1	17	No.6-1
		湖北東	湖北町馬渡	No.7	18	No.7
	木之本西幹線	湖北北	湖北町山本	No.14	19	No.14
		湖北西	湖北町山本	No.14-1	20	No.14-1
		長田柿ノ木	柿ノ木	No.12-1	21	No.12-1
虎姫地区 8(5)	木之本東幹線	虎姫北	唐国町	No.8	22	No.8北
					23	No.8南
	浅井幹線	虎姫西	酢	No.12	24	No.12北
					25	No.12東
		虎姫東	五村	No.11	26	No.11北西
					27	No.11南東
		宮部	宮部町	No.11-2	28	No.11-2
浅井地区 4(2)	浅井幹線	浅井東	大路町	No.9	29	No.9北
					30	No.9南
		浅井西	湯次町	No.10	31	No.10北
					32	No.10東
びわ地区 10(8)	木之本西幹線	湖北南	安養寺町	No.15	33	No.15北
					34	No.15西
		びわ北第1	早崎町	No.15-1	35	No.15-1
		びわ北第2	下八木町	No.16	36	No.16
		びわ中	新居町	No.17	37	No.17
		びわ西第1	川道町	No.18	38	No.18
		びわ西第2	川道町	No.18-1	39	No.18-1
	びわ西第3	川道町	No.18-2	40	No.18-2	
	木之本東幹線	びわ南	曾根町	No.19	41	No.19西
				42	No.19東	
長浜地区 21(17)	木之本東幹線	長浜北第1	相撲町	No.19-1	43	No.19-1
		長浜北第2	相撲町	No.20-1	44	No.20-1
	長浜第1幹線	長浜北第3	祇園町	No.20	45	No.20西
					46	No.20東
					47	No.20南
		長浜西第1	末広町	No.21	48	No.21北東
					49	No.21南
		長浜西第2	末広町	No.21-1	50	No.21-1
		長浜中西	港町	No.22	51	No.22
		長浜中	朝日町	No.23	52	No.23
		長浜中東	平方町	No.24	53	No.24
		長浜南第1	高橋町	No.25-1	54	No.25-1
	長浜南第2	田村町	No.25	55	No.25	
	長浜南第3	田村町	No.25-2	56	No.25-2	
	長浜第2幹線	長浜北第4	加納町	No.65	57	No.65
		長浜中東第2	南田附町	No.66	58	No.66
		長浜中東第3	今川町	No.67	59	No.67北
				60	No.67南	
長浜中東第4		今川町	No.67-1	61	No.67-1	
			62	No.68		
			63	No.68-1		
(48接続点))						計 63ヶ所
※ 採水を行うマンホールの位置図は、別途契約業者に指示するものとする。						





